

放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集結果（案）

「放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集」に対する意見の募集に対し提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方（案）は下表のとおり。

※ 意見募集期間：平成 2 3 年 2 月 2 5 日～同年 3 月 2 8 日

No	意見提出者	意見（全文）	委員会の考え方（案）
1	個人	<箇所> 全体	本報告（案）に賛同する御意見として承ります。
		<意見> 全体的には問題はありませんが、構成図等の表示の確認を願います。	
		<理由> —	
		<箇所> P. 19 図 2-2-3-1 有線放送に関する設備の構成例	保安器については加入者が所有する設備に該当することもあることから、図 2-2-3-1 では省略しています。また、ONU については、ご指摘の通り屋外に設置される場合もありますが、図では屋内設置の例としています。
		<意見> HFC 保安器は必要ないのか？ FTTH ONU の設置場所、 ケーブルテレビ事業者の場合には外付けが一般的 通信事業者からの回線役務の提供をうけた電気通信役務利用放送事業者の場合には、給電の関係で室内に設置。 室内では AC100V → DC12V の仕様。	
		<理由>	

		—	
		＜箇所＞ P. 33 表 4-1-2-1 方式毎の設備構成図	同軸／HFCとは、同軸ケーブルのみで構成される方式と、光ファイバと同軸ケーブルの両方で構成される方式について類似性が多いことから、同軸／HFCとして、まとめて記載しています。 また、NTT柱や電力柱、あるいは電線共同溝や管路については、伝送路設備そのものではないことから、設備例には入れていません。
		＜意見＞ 同軸／HFC の記述は正しいか？ 標記方法としては、 光ファイバ/同軸ケーブル（HFC） （RF） 伝送路設備への追加として、 NTT柱（借用）、電力柱（借用）。	
		＜理由＞ —	
		＜箇所＞ P. 37 図 4-2-3 有線放送設備の分類と措置のイメージ	保安器については加入者が所有する場合もあることから、図 4-2-3 では省略しています。また、ONUについては、ご指摘の通り屋外に設置される場合もありますが、図では屋内設置の場合の例を記載しています。 増幅器への給電設備については、電源設備の中に含まれていますが、図では個別の名称は省略しています。
		＜意見＞ HFC 保安器は必要ないのか？ FTTH ONUの設置場所、 ケーブルテレビ事業者の場合には外付けが一般的 通信事業者からの回線役務の提供をうけた電気通信役務利用放送事業者の場合には、給電の関係で室内に設置。 室内ではAC100V→DC12Vの仕様。 アンプ（増幅器）へのアンプ給電設備は、	
		＜理由＞ —	
		＜箇所＞ P. 53 【措置についての解説】 ・「その設置における外部環境の影響」： 当該地域により想定される煙害、粉塵、小動物や	御意見を踏まえ、本報告（案）の記載について適宜修正します。

		昆虫による影響。	
		<意見> ・「その設置における外部環境の影響」: 当該地域により想定される煙害、 <u>塩害</u> 、粉塵、小動物や昆虫による影響。 に <u>塩害</u> を追加願いたい。	
		<理由> －	
2	日本テレビ放送網(株)	<箇所>	本報告（案）においては、「当該設備の故障等により広範囲の放送の停止等の影響を及ぼす設備に対しては、放送の停止等を未然に防ぐ、またはそれから即座に復旧させるための措置が必要。一方、放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的な設備に対しては、経済合理性の観点から、主に、事故の長時間化を防ぐための措置が必要。」との考え方にに基づき、技術的条件について、過度な負担とならないよう、設備の規模に応じた適切なものとしています。
		<意見> 放送に係る安全・信頼性の確保に関しては、国民生活に必需な情報を確実に届けるためには重要な事項であり、これまでも放送事業者の自主的な取組みにより維持してきたところである。技術的条件の整備にあたり、過度な設備規模とならないよう配慮を希望する。	
		<理由>	
		<箇所>	
		<意見> 具体策の例については、今後の技術革新等の環境変化に応じて適宜見直しを図るとされているが、例示のみにとらわれない柔軟な適用を期待する。	
		<理由>	
		<箇所>	
			御意見は、本報告（案）に対する意見募集の対象外ですが、総務省における具体的な制度の運用にあたっての御要望と承ります。
			御意見は、本報告（案）に対する意見募集

		<意見> 免許、認定又は登録時における審査については、措置内容を確認するための資料提出が求められると想定されるが、放送事業者にとって過大な負担とならないよう、審査方法について熟慮願いたい。 <理由>	の対象外ですが、総務省における具体的な制度整備にあたっての御要望と承ります。
3	(社)日本ケーブルテレビ連盟	<箇所>	御意見は、本報告書案に対する意見募集の対象外ですが、本報告書を踏まえ、総務省において速やかに検討がなされるものと考えます。
		<意見> 1. 既ケーブルテレビ事業者における具体的な手続きについて 「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」について、既存のケーブルテレビ事業者がどのようなスケジュール感でどのような手続きを具体的にを行うのか等のご指導頂きたい。また、許可から登録に変更する際についても併せてご指導頂きたい。 <理由>	
		<箇所>	御意見は、本報告書案に対する意見募集の対象外ですが、総務省における具体的な制度整備にあたっての御要望と承ります。
		<意見> 2. 経過措置について これまで、既存の有線放送設備は、安全・信頼性に関する要件が定められていなかったことから、必ずしも、今回の「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」を満たしているとは限らないと思われます。 このため、「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」を満足するために、ある一定の猶予期間の設定や設備更新時期に併せるなどの経過措置を設け	

		て頂きたい。	御意見は、本報告書案に対する意見募集の対象外ですが、総務省における具体的な制度整備にあたっての御要望と承ります。
		<理由>	
		<箇所>	
		<意見> 3. 設備登録変更の簡素化について 有線放送設備の設備変更が生じた際に、登録を要しない軽微な変更について、有線テレビジョン放送法と同様に、手法の簡素化や事務省力化の観点から、その適用範囲を拡大して頂きたい。	
		<理由>	
		<箇所>	御意見は、本報告書案に対する意見募集の対象外ですが、総務省における具体的な制度の運用にあたっての御要望と承ります。
		<意見> 4. その他 放送にかかる安全・信頼性に関する技術的条件を満たす上で、その適用関係等の判断に迷う様なケースが出た場合については、適宜ご指導を頂くと共に運用解釈等の情報を公開していただければ幸いです。	
		<理由>	
4	個人	<箇所> 平成 22 年 12 月 21 日 諮問内容 放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件（詳細は別紙 1 参照） （別紙 1）放送における安全・信頼性の確保	【P】

		放送は、緊急災害時を含め、日頃から国民生活に必需の情報をあまねく届ける高い公共性を持ち、安全・信頼性が求められることから、 ～略～ <意見> 緊急災害時における放送電波の確保は、「緊急地震速報、大津波警報、避難や退避指示等の告知等」で、国民の安全と保護の観点から、大変重要な責務を負っている。 今般、不幸にして発災した、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震、及び平成 23 年（2011 年）福島第 1・第 2 原子力発電所事故であるが、本報告（案）で想定している範囲外の非常に大きな非常災害となっている。 そこで、今回の震災における放送設備や通信設備等の機器障害の事例、放送事故の事例等の全て検証し、今後の教訓とすべきである。 従って、本報告（案）については、想定外の事態も検討すべきであり、全ての項目について見直される事を希望する。 具体的に見直しされるべき項目の一例を、以下に示す。 <理由> <箇所> P. 45 ・「通常想定される規模の地震」： 地域によっては特別な考慮が必要と考えられるが、一般的には震度 5 弱程度を想定。 <意見> 今般、不幸にして発災した、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における、放送設備や通信設備等の機器障害の事例、放送事故の事例等の全て検証し、今後の教訓とすべきである。	
--	--	--	--

		従って、「通常想定される規模の地震」の項目は、再度検討されるべきである。 <理由>	
		<箇所> P. 47 ・本措置は、前項の措置がされたもののうち、特に重要である親局等の放送設備が、通常想定される規模の地震よりも大規模な地震※について耐えるよう措置することを求めるもの。 ※各地域の特性を考慮して規模を想定する必要がある。 ・本措置を行うことで、通常想定される規模の地震を上回る、例えば平成7年兵庫県南部地震のような大規模な地震が発生した場合にも、放送が行われない事態を避けられることが期待される。 <意見> 今般、不幸にして発災した、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における、放送設備や通信設備等の機器障害の事例、放送事故の事例等、を全て検証し、教訓とすべきである。 従って、「通常想定される規模の地震よりも大規模な地震」の項目は、さらに検討されるべきである。 <理由> <箇所> P. 48 ②放送設備の電源設備は、定期的な電力供給状況の確認等の措置が講じられていなければならない。 P. 49 （6）停電対策 ①放送設備は、通常受けている電力の供給の異常時においてその業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他	

		これに準ずる措置が講じられなければならない。 <意見> 今般、不幸にして発災した、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震、及び平成 23 年（2011 年）福島第 1・第 2 原子力発電所事故であるが、「非常災害時の重要設備における電源確保の重要性」があらためて認識させられた所である。 そこで、本報告（案）に想定されている範囲外の事態における「電源の確保等」についても、さらに検討されるべきである。 また、今般の「東京電力等の計画停電」時における「保全措置」も新たに検討されるべきである。 <理由>	
5	(社)日本CATV技術協会	<箇所> <意見> 今回の答申案については、有線放送設備の安全・信頼性確保の重要性の観点から賛成します。今回の答申では規模に応じて措置を規定しており、小規模施設が多数ある状況を考慮すると現実的なものと考えます。なお、安全・信頼性は設備の損壊または故障の対策など設備要件とともに、「人」「管理」が極めて重要であることはいうまでもありません。電気通信事業法においては、第 44 条で管理規程を定め、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に従事する者に対する教育及び訓練等の管理規程を求めています。こうした技術者の育成についてはケーブルテレビに関する業界団体として自主的に取り組んでいくことはもちろんのことですが、今後、総務省におかれても必要に応じて措置願います。 <理由>	本報告案に賛同するご意見として承ります。
6	(株)TBSテレビ	<箇所> <意見> 放送は緊急災害時を含め、日頃から国民生活に必要不可欠の情報を届けるという高い公共性を持っている。その重要性を鑑みて、放送・有線放送に係る安	御意見は、本報告（案）に対する意見募集の対象外ですが、総務省における具体的な制度整備及びその運用にあたっての御要望と承ります。

		全・信頼性を確保する規律について検討するという放送システム委員会の意義は大きいと考える。 しかしながら、報告書にある「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」の適用にあたっては、その経済合理性について十分な配慮を希望する。特に具体策の例については、事例のみにとらわれない柔軟な適用を期待したい。 また、今後免許申請時等の審査において、技術的条件の担保となる資料の提出が求められると思われるが、放送事業者にとって従来の申請に比して極端な負荷の増大とならないよう、配慮を希望する。	
		<理由>	
7	(株)文化放送	<箇所> <意見> 文化放送では、従前より公共的使命を担っていることを自覚し、法令による規定を待たずとも日頃より放送の継続には万全を期しているところです。今般示された「放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件」に関する報告書は、長年積み重ねた経験と照らし合わせて概ね適切な内容と考えます。 制度化にあたっては、報告書にある具体例等を明示するなど、制度の運用において客観的な基準となるよう要望します。さらに、過去の経緯等から技術的条件に必ずしも合致していない場合に改善を求めることにおいて、近年の経済状況などに鑑み、過度の負担を強いることとならないよう、相当期間の猶予を設けるなどの配慮を要望します。 また、「基幹放送及び登録一般放送の業務に用いられる電気通信設備に対し、次の事項が確保されるよう技術基準を定めるとともに、免許、認定又は登録において審査する。」とされていますが、これらの審査の際に提出すべき書類について、詳細な事項を求めるあまり事業者に過度の事務作業の負担を強いることとならない	本報告（案）に賛同する御意見として承ります。 なお、制度等については、今後総務省における具体的な制度整備及びその運用にあたっての御要望と承ります。

		よう要望します。	
		<理由>	
8	(株)IBC岩手放送	<箇所> 2. 安全・信頼性確保のための措置の解説と具体例 2-1. 地上系の放送設備 (9) 屋外設備	「通常想定される気象の変化」については、地域に応じてその様態が異なると考えられ、一様に定めることは適当ではないとの観点から、「当該地域における過去の（略）降雪等。」としています。 本措置は、これらの気象の変化により頻繁に放送中止事故等が生じないよう必要な措置を講じることを求めるものです。 従って、通常想定し得ない気象の変化を含め、屋外設備への影響を完全に防止することを求めるものではないことから、現状の記載内容は適当と考えます。
		<意見> 弊社では、中継回線に使用している八木アンテナ（60MHz帯）では、防雪カバー・超撥水性塗料の塗布等の防止策を、送信空中線においても、超撥水性塗料の塗布等の防止策を講じております。これらの対策は、数年に1度程度（近年においては年1度程度）発生する気象条件を想定して実施しておりますが、完全に障害を防止することは出来ておりません。 当該措置では、「通常想定される気象条件」「容易に」等あいまいな表現があることから、「受けないものでなければならない。」を「受けないよう努めなければならない」とするほうが適切と考えます。	
		<理由>	
		<箇所> 表4-3-1-2 中波放送（AM放送）に係る措置と対象設備 (2. 安全・信頼性確保のための措置の解説と具体例 2-1. 地上系の放送設備関連)	放送に係る安全・信頼性は、設備の新旧によらず確保される必要があります。 なお、本報告（案）では、放送の種類、設備形態等に応じた多様な措置が講じられ得るとの観点から、参考事例として様々な「具体策の例」を列挙しており、既存設備においても、これらを参考に必要な措置が講じられることが適当と考えます。
		<意見> 中波放送局は、設置が古い局も多く存在し、特に小規模な中継局においては、措置をするのが困難な場合があります。 これら既存設備に対して要件を緩和すべきと考えます。	
		<理由>	
		<箇所> 表4-3-1-2 中波放送（AM放送）に係る措置と対象設備（中継回線及び中継	放送用周波数使用計画に記載されている

		局の分類) (2. 安全・信頼性確保のための措置の解説と具体例 2-1. 地上系の放送設備関連)	一定の空中線電力(中波放送においては1kW)を上回る中継局については、概ね数万世帯以上を対象としており、放送中止事故等による影響範囲は大きいものと考えます。 なお、本報告(案)では、放送の種類、設備形態等に応じた多様な措置が講じられ得るとの観点から、参考事例として様々な「具体策の例」を列挙しており、既存設備においても、これらを参考に必要な措置が講じられることが適当と考えます。
		<意見> 中波放送局の「放送用周波数使用計画記載中継局」のなかには、地理的条件等の関係で影響の及ぼす範囲が小さい局も存在します。中継局の分類は、「親局」「その他の中継局」の2分類、または「親局」「親局と同等規模の中継局(5kW以上)」「その他の中継局」の3分類の方が適切と考えます。	
		<理由>	
		<箇所> 表4-3-1-1 地上デジタルテレビ放送に係る措置と対象設備及び 表4-3-1-2 中波放送(AM放送)に係る措置と対象設備 (9) 屋外設備 ①空中線等への環境影響の防止 (2. 安全・信頼性確保のための措置の解説と具体例 2-1. 地上系の放送設備(9) 屋外設備関連)	
		<意見> 当該項目への対策のうち着雪対策費用は、耐震対策・機能確認・停電対策と比較しても高額であり、「経済合理性」を考慮し、「措置を要さない」とするほうが適切と考えます。	
9	(株) ジャパン・モバイル キャスティング	<理由>	当該地域における過去の降雪量等の状況を鑑み、降雪による放送中止事故等が生じるおそれがある場合においては、適切な対策を講じることが適当と考えます。
		<箇所> <意見> はじめに、本報告案の趣旨について基本的に賛同いたします。	

		本報告案に示される技術基準の概要について、次の２点を要望いたします。 １．現時点において具体的な事業者は決定しておりませんが、複数者の参入が予定されている認定基幹放送事業者（委託事業者）については、事業者ごとの放送業務に関するビジネスモデル、事業規模、技術的ノウハウ、保有設備及び経営基盤等に差異があることが想定されます。 そのため、当初から一律の技術基準を全ての事業者に適用することにより、事業者の経営環境の圧迫等マルチメディア放送の健全な発展を阻害することが無いようにすべきと考えます。 具体的には、マルチメディア放送のサービス開始後における当分の間において当該技術基準を適用除外とする等の経過措置を検討していただくようご配慮をお願いいたします。	
		<理由>	
		<箇所>	
		<意見> ２．当社は、マルチメディア放送に係る放送局の送信設備として、今後ギャップフィルター等の送信出力が極めて小さい放送局の導入を想定しております。 本報告案の 82 ページの表によると、これらの送信設備は「小規模な放送局」に該当し、「大規模な放送局」と同様の対策を求められることが想定されますが、放送の停止等の影響を及ぼす範囲は極めて限定的であると考えております。 従って、大規模な放送局と同様の基準を一律で適用するのではなく、例えば地上デジタルテレビ放送における「その他の中継局」（本報告案 77 ページ）と同様に、カバー範囲や立地等の経済合理性を勘案した柔軟な対策が実施できるように、適宜見直しをお願いいたします。	
		<理由>	